

### 輸出入関係取扱品目分担一覧表(令和6年4月)

部	部別品目	類	類別品目	関税鑑査官						本 関			本 牧					大 黒			川 崎								
				後藤	須藤	三枝	小笠原	池田	西川	菊池	特別 通関1,2	通関 1	通関 2	通関 1	通関 2	通関 3	通関 4	通関 5	通関 6	通関 1	通関 2	通関 3	通関 1	通関 2					
1	動物(生きているもの)及び動物性生産品	1~5	動物、肉、魚介類、酪農品																										
2	植物性生産品	6~14	野菜、穀物、採油用の種																										
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同 左																										
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16~18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子																										
		19~22	ミルク調製品、各種調製食料品																										
		23~24	たばこ																										
5	鉱物性生産品	25~27	塩、土石類、鉱石、鉱物油																										
6	化学工業の生産品	28	無機化学品																										
		29~32	有機化学品、医薬用品、肥料																										
		33~34	精油、化粧品類、洗剤																										
		35~37	変性澱粉、火薬類、写真材料																										
		38	各種の化学工業生産品																										
7	プラスチック、ゴム	39~40	同 左																										
8	皮革、毛皮、動物用装着具、旅行用具	41~43	同 左																										
9	木材、コルク、組物材料製品	44~46	同 左																										
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47~49	同 左																										
11	繊維用繊維及びその製品	50~60	繊維及びその製品																										
		61~63	衣類等																										
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	64~67	同 左																										
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	68~70	同 左																										
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	71	同 左																										
15	卑金属及びその製品	72~76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品																										
		78~81	鉛、亜鉛、すず及びその製品																										
		82~83	卑金属製品の工具、道具																										
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	84	原子炉、ボイラー、機械類																										
		85	電気機器、VTR、音声再生機																										
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	86~89	同 左																										
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	90~92	同 左																										
19	武器、銃砲弾	93	同 左																										
20	雑品	94~95	同 左																										
		96	同 左																										
21	美術品、収集品及びこつとう	97	同 左																										
		—	プラント貨物																										

注:本牧・通関第5部門及び大黒・通関第3部門は輸出専担部門になります。

注:次の署所については、分担区分はありません。

仙台塩釜、石巻、気仙沼、仙台空港、小名浜、相馬、福島空港、鹿島、日立、つくば、茨城空港、千葉、船橋市川、木更津、姉崎、銚子、横須賀、三崎、宇都宮、川崎外郵